

平成28年3月14日
東京二十三区清掃一部事務組合

水銀混入ごみによる中央清掃工場2号炉の停止について

中央清掃工場において、2号焼却炉の排ガス中水銀濃度が、自己規制値^{※1}($0.05\text{mg}/\text{m}^3\text{N}$)を超えたため、焼却炉を停止しました。^{※2}

なお、排ガス中の水銀濃度が一時的に自己規制値($0.05\text{mg}/\text{m}^3\text{N}$)を超えることがあっても、周辺地域に環境汚染や健康被害を生じることはありません。

区民、事業者の皆様におかれましては、適正なごみの出し方に従い排出されるようお願いいたします。

今後の見通しについては下記のとおりです。

記

- 1 停止日時 平成28年3月11日(金) 19時55分
- 2 経緯 3月11日(金) 14時09分 排ガス水銀濃度上昇
19時00分 煙突入口水銀濃度 $0.064\text{mg}/\text{m}^3\text{N}$ (1時間平均値)
19時55分 焼却炉停止操作開始
- 3 今後の見通し及び対応
設備の汚染状況調査と清掃等の対策を実施し、再稼働予定
- 4 不適正ごみの搬入防止
プラント設備の機能などを脅かす不適正なごみの搬入防止に向けて、搬入物検査の強化と23区と連携して対策を継続して講じています。

※1 排ガス中の水銀に関して法律による排出基準はありませんが、東京二十三区清掃一部事務組合の清掃工場においては自己規制値($0.05\text{mg}/\text{m}^3\text{N}$)を定め、その遵守を徹底しています。

※2 中央清掃工場1号炉は、正常に焼却処理を行っています。

問い合わせ先

施設管理部技術課

電話 03-6238-0745